

審査報告

請願審査報告書

一件

名

請願第六十二―二号

「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定に反対する

請願書

二 委員会付託年月日

昭和六十二年六月十二日（第二回福生市議会定例会）

三 委員会開会年月日

昭和六十二年六月十七日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、賛成少数で次の理由を付して不採択とすべきものと決定した。

（理由） 国の安全及び国益等を考え、願意に沿いがたい。

右のとおり報告いたします。

昭和六十二年六月十七日

総務委員会

委員長 村 野 和 一 郎

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

審査報告

請 願 審 査 報 告 書

一 件 名 請願第六十二―三号 すべての大型間接税導入に反対し大幅

減税を求める請願書

二 委員会付託年月日 昭和六十二年六月十二日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 昭和六十二年六月十七日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、賛成少数で次の理由を付して不採択とすべきものと決定した。

(理由) 既に売上税導入の反対に関する意見書を議決しており、願意は全うされているので十分である。

右のとおり報告いたします。

昭和六十二年六月十七日

総務委員会

委員長 村 野 和 一 郎

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

審査報告

陳 情 審 査 報 告 書

一件 名 陳情第六十二―十号 すべての大型間接税導入に反対し大幅

減税を求める陳情書

二 委員会付託年月日 昭和六十二年六月十二日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 昭和六十二年六月十七日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、賛成少数で次の理由を付して不採択とすべきものと決定した。

(理由) 既に売上税導入の反対に関する意見書を議決しており、願意は全うされているので十分である。

右のとおり報告いたします。

昭和六十二年六月十七日

総務委員会

委員長 村 野 和 一 郎

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

審査報告書

陳 情 審 査 報 告 書

一件 名 陳情第六十二―九号 「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

る陳情書

二 委員会付託年月日 昭和六十二年六月十二日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 昭和六十二年六月十七日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、賛成少数で次の理由を付して不採択とすべきものと決定した。

(理由) 既に世界平和都市宣言及び非核三原則堅持に関する意見書を議決しており、願意は全うされているので十分である。

右のとおり報告いたします。

昭和六十二年六月十七日

総務委員会

委員長 村 野 和 一 郎

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

審査報告

陳 情 審 査 報 告 書

一件 名 陳情第六十二―十一号 福生市に非核都市宣言を求める陳情書

二 委員会付託年月日 昭和六十二年六月十二日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 昭和六十二年六月十七日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、賛成少数で次の理由を付して不採択とすべきものと決定した。

(理由) 既に世界平和都市宣言及び非核三原則堅持に関する意見書を議決しており、願意は全うされているので十分である。

右のとおり報告いたします。

昭和六十二年六月十七日

総務委員会

委員長 村 野 和 一 郎

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

審査報告

陳 情 審 査 報 告 書

一 件

名 陳情第六十二―十二号 長期営農継続農地制度の堅持並びに

都市農業の確立施策の実施に関する

陳情書

二 委員会付託年月日 昭和六十二年六月十二日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 昭和六十二年六月十七日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、採択すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和六十二年六月十七日

総務委員会

委員長 村 野 和 一 郎

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件

名 陳情第六十二一六号 生活協同組合運動発展のための意見書

提出に関する陳情書

二 委員会付託年月日 昭和六十二年六月十二日（第二回福生市議会定例会）

三 理由 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十二年六月十五日

建設委員会

委員長 在原 博

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件 名 陳情第六十二一八号 消費生活協同組合の規制強化に関する

陳情書

二 委員会付託年月日 昭和六十二年六月十二日（第二回福生市議会定例会）

三 理由 由 なお、慎重に調査研究を要するため

昭和六十二年六月十五日

建設委員会

委員長 在原 博

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

特定事件継続調査事項表

(昭和六十二年六月二十三日 第二回定例会第三日目)

総務委員会

- 一 行政機構について
- 二 広域行政圏について
- 三 学校教育について
- 四 社会教育について

建設委員会

- 一 下水道について
- 二 区画整理について
- 三 商工業振興対策について
- 四 駐車場対策について
- 五 公害対策について
- 六 道路対策について

厚生委員会

- 一 福祉対策について
- 二 防災対策について
- 三 じん芥、し尿対策について
- 四 保健衛生対策について
- 五 交通安全対策について

